

がん治療による
外見の変化にお悩みの方へ

令和6年4月1日から
助成対象品が拡大

ウィッグ・補整具等の購入費を助成します

申請者の声



男性も申請
できるんだ



外に出かけ
やすくなった



自分に似合う
髪型にできた



働き続ける
気力が湧いてきた



治療を続ける
気持ちになれた

助成金額

購入費用の2分の1

(千円未満切り捨て)

申請期限
購入日から
1年以内



ウィッグ



上限 **3万円**

対象品

全頭用ウィッグ、部分用ウィッグ
毛付き帽子、帽子
皮膚保護用ネット

※付属品やケア用品等は対象外。



補整具等

上限 **3万円**

対象品

補整下着(パッド含む)、専用入浴着
エピテーゼ(補整用人工物、固定する下着)
弾性着衣(ストッキング・スリーブ・グローブ)

※胸部補整具以外のエピテーゼ、弾性着衣、
専用入浴着は、2024(令和6)年4月1日以降に
購入したものに限る。

助成を受けることができる方

次の項目すべてに該当する方

- ☐ 申請時に西条市に住所を有する方
- ☐ がんと診断され、その治療を受けた方又は現在受けている方
- ☐ がん治療に起因する外見の変化に伴いウィッグや補整具等が必要な方
- ☐ 同種の助成を受けていない、又は他の助成制度などの対象となっていない方
また医療保険各法による同種の給付を受けていない方



申請方法

「西条市がん患者ウィッグ及び補整具等購入費助成申請書」「西条市がん患者ウィッグ及び補整具等購入費請求書」に必要事項を記入し、下記の書類を添えて提出。(郵送可)

① 申請書類を提出

② 決定通知書が届く

③ 請求者の口座へ振込み

申請に必要な書類		
記入する書類	西条市がん患者ウィッグ及び補整具等購入費助成申請書	市のホームページからダウンロード可能
	西条市がん患者ウィッグ及び補整具等購入費助成請求書	
添付する書類	ウィッグ及び補整具等を購入したことがわかるもの(領収書等) ※コピー不可	対象者氏名、購入年月日、購入品名及び購入額の記載が必要 (購入品が複数ある場合は、内訳がわかるもの)
	がんの治療を受けていることを証明する書類 ※コピー可	例: 化学(薬物)療法又は手術に関する同意書、治療方針計画書、診断書等

申請窓口・お問い合わせ

● 西条市中央保健センター
☎0897-52-1215

(〒793-0041 西条市神拝甲324番地2)

● 西条市西部保健センター
☎0898-64-5333

(〒799-1371 西条市周布606番地1)

【持参の場合】

受付時間: 平日(月曜日から金曜日。祝祭日、年末年始を除く) 午前8時30分～17時15分

【郵送の場合】

簡易書留等記録が残る方法での送付をお勧めします。郵便物の不着事故などは責任を負いかねます。

必要書類はこちらから



西条市 がん対策



西条市では、がん治療に伴う外見の変化による心理的負担を軽減し、みなさまの自分らしい日常生活を応援するためにウィッグ・補整具等の購入費用を助成しています。